

企 画 調 整 課

企画調整課は、公衆衛生情報の収集・解析・提供、各種広報活動、研究管理事務、地方衛生研究所全国協議会に関する事務手続き、府内外の関連機関との連絡調整、情報化の推進、情報ネットワークの運営・管理、図書室の運営、年報の編集、大阪府感染症情報センターの管理・運営事務、及び大阪府が行う食品衛生検査の信頼性確保業務を担当している。また、公衆衛生研究所運営審査会とその部会（調査研究評価審査部会、倫理審査部会、病原体等取扱安全管理部会、組換え DNA 実験安全部会）および緊急対策特別委員会を開催した。

1. 所全体に係わる企画、調整

1) 府市連携事業

ノロウイルス感染症は毎年流行し、小児の胃腸炎や集団施設での発生に加え、食中毒の原因ともなり社会的・経済的損失の大きな疾患であり、ノロウイルスの被害を防ぐには正しい対処法を知ること、流行状況を把握することが需要となる。そこで大阪市立環境科学研究所と堺市衛生研究所との共同で大阪府全域における感染症情報を提供する取組みを研究開発事業の一環として開始している。平成 27 年度も事業を継続して実施した

2) 精度管理事業（平成 27 年度地域保健総合推進事業）

「健康危機発生時における近畿 2 府 7 県地方衛生研究所の協力に関する協定」に基づき京都市衛生環境研究所の企画により実施された精度管理事業に参加した。平成 27 年 10 月に京都市衛生環境研究所より送られた健康被害事例のシナリオと精度管理検体（食品）について、食品化学課による理化学的検査を実施した。検査終了後、京都市衛生環境研究所に最終報告を行なった。12 月 11 日に京都市において開催された疫学情報部会研究会における検証会に参加した。

3) 大阪府立公衆衛生研究所運営審査会

平成 27 年度中に 4 つの審査部会（調査研究評価審査部会、倫理審査部会、病原体等取扱安全管理部会、組換え DNA 実験安全部会）を開催し、当所の試験検査および調査研究に関する評価および関連法令等に対する適合性について審議した。

(1) 調査研究評価審査部会

平成 20 年度より始まった調査研究評価委員会は、平成 25 年度から調査研究評価審査部会となった。3 部門（感染症部門、食品医薬品部門、生活環境部門）から構成され、各部門の外部の有識者・専門家（大学教授、地研研究所長等）を評価委員に迎えて発足し、今回が 8 回目の開催である。

評価概要

- ・平成 27 年 12 月 14 日：食品医薬品部門 5 課題
- ・平成 27 年 12 月 15 日：生活環境部門 4 課題
- ・平成 27 年 12 月 18 日：感染症部門 6 課題

予め提出された評価資料、プレゼンテーション（ハンドアウトも配布）をもとに、評価委員（感染症部門 3 名、食品医薬品部門 3 名、生活環境部門 3 名）と所の各課長・研究者間の質疑応答、ディスカッションを経て、研究の必要性、研究の水準、研究の成果等に関して評価が行われた。

平成 24 年度から、評価方法を従来の総合評価のみであったのを改め、研究の必要性、研究の内容、研究の成果、総合評価の 4 点について、それぞれ 5 段階評価（中間値も有）で評価を行った。

また、平成 26 年度からは、業務評価＋選択課題の 2 方面より評価を行った。

評価結果は各委員より書面で提出され各課に還元された。研究者は所属部課長と共に評価結果を詳細に検討し、必要なものについて研究実施計画の修正を行い、委員会の評価を研究の推進に役立てた。

企画調整課では、以上の経過および結果を「平成 26 年度調査研究に関する報告書」にまとめ、所長に提出すると共に、評価委員、健康医療部長、健康医療部関係各

課等に送付した。

(2) 倫理審査部会

当所運営審査会倫理審査部会設置要綱に基づき、倫理審査部会（自然科学の有識者 3 名（第 2 回は 5 名）、倫理学あるいは社会科学面の有識者 1 名、一般市民の立場の人 1 名）が 2 回開催された。審査の結果は以下の通りであった。

・第 1 回倫理審査部会（平成 27 年 10 月 29 日（木））

審査申請 17 課題：承認 4、条件付き承認 13

研究期間延長申請 1 課題：条件付き承認

・第 2 回倫理審査部会（平成 28 年 2 月 19 日（金））

審査申請 4 課題：すべて条件付き承認

・迅速審査（平成 28 年 1 月）

審査申請 19 課題：すべて承認

(3) 組換え DNA 実験安全管理審査部会

公衆衛生研究所運営審査会に設置される組換え DNA 実験安全審査部会（自然科学の有識者 8 名、行政関係者 1 名）は、組換え DNA 実験安全審査部会設置要綱に基づき、平成 27 年 3 月 20 日（金）に開催された。

審査の結果は以下の通りであった。

申請：32 件

審査結果 承認：32 件

(4) 病原体等取扱安全管理審査部会

公衆衛生研究所運営審査会に設置される病原体等取扱安全審査部会（自然科学の有識者 5 名、一般市民の立場 1 名、行政関係者 3 名）は、病原体等取扱安全審査部会設置要綱に基づき、平成 27 年 3 月 20 日（金）に開催された。

審査の結果は以下の通りであった。

申請：9 件

審査結果 承認：9 件

2. 地研全国協議会、近畿支部での活動

平成 26 年度に引き続き所長が全国協議会の理事に、また近畿支部においては支部長として活動した。企画調整課は所長の補佐にあたった。詳細は「府・国・地研関連事業等」を参照。

3. 広報活動と情報化の推進

1) 広報活動

(1) インターネットでの各種情報の公開

所および感染症情報センターの情報を随時ホームページに掲載した。また、公衛研ニュース・メールマガジン編集委員会の事務局を務め、健康情報についてのメールマガジン（かわら版 @iph）の発行と公衛研ニュースの編集を行った（表 1.7、表 1.8）。大阪市立環境科学研究所からメールマガジンに 3 報、公衛研ニュースに 1 報の寄稿があった。

(2) 公開セミナーの開催

大阪市立環境科学研究所との共催で、一般向けのセミナーを開催した（表 1.24）。

(3) 一日体験講座の開催

大阪市立環境科学研究所との共催で、一般向けの講座（講義と実習）を開催した（表 1.25）。

2) 情報化の推進

・ホームページ内容の充実を図った。

・既存イントラシステムの運用

所内イントラネットを利用している消耗品予算管理システム、会議室予約システム、薬品管理システムを運用し事務の省力化に努めた。また、感染症発生动向調査システムに出力機能の改修等を施した。

・ネットワークの切替準備

インターネット接続を学術情報ネットワーク経由からプロバイダ経由とするよう準備作業を行った。

4. 食品衛生検査の信頼性確保業務

平成 9 年にスタートした GLP 制度は府下 8 箇所の食品衛生検査施設で実施されている。当所企画調整課内に置かれている信頼性確保部門では、これらの食品衛生検査所が GLP に基づき適正な検査を実施しているかについて定期的にチェックしている。また、より高度な GLP 管理ができるよう、既存システムの改正等を指導している。

平成 27 年度に実施した GLP 事業は下記のとおりである。

主要施設を対象に内部点検（延べ 9 回）を実施した。

全国規模で行われる外部精度管理調査への参加を調整し、各施設の信頼性確保に努めた。

厚生労働省の主催する信頼性確保部門責任者研修に参加し、信頼性確保部門の質の向上を図った。

5. 大阪府感染症情報センター

大阪府感染症情報センターを当所に設置し（平成 18 年）、厚生労働省を中心とする全国ネットワークで運用される感染症発生動向調査事業に参加している。

企画調整課は感染症情報センターの事務局として以下の業務を担当した。

（感染症発生動向調査事業については「府・国・地研関連事業」を参照）

- ・患者情報・発生情報のチェック・集計
- ・感染症情報解析評価委員会（小委員会）への解析資料の提供
- ・解析結果の還元と週報・月報の作成とホームページへの掲載・公開
- ・感染症発生動向調査事業報告書第 33 報（平成 26 年版）の発行配布とホームページへの掲載